川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○川崎市消防団員公務災害補償条例<br>昭和36年3月31日条例第23号<br>（略）<br>（葬祭補償）<br>**第13条**　消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行うものに対して、330,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 | ○川崎市消防団員公務災害補償条例<br>昭和36年3月31日条例第23号<br>（略）<br>（葬祭補償）<br>**第13条**　消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行うものに対して、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 |